

令和 6 年 7 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和6年7月31日（水）午後1時30分から午後4時00分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 26人

1 番	小林	康基	2 番	中條	幸雄
3 番	柳澤	一向	4 番	武井	茂善
5 番	中川	敦	6 番	久保	節夫
7 番	太田	辰男	8 番	河西	穂高
9 番	丸山	茂実	10 番	矢嶋	壽司
11 番	窪田	英明	12 番	塩原	秀俊
13 番	田中	悦郎	14 番	細江	弘光
15 番	塩原	俊昭	16 番	河野	徹
17 番	濱	博	18 番	齋藤	勝幸
19 番	橋本	実嗣	20 番	倉科	孝明
21 番	塩原	至	22 番	三村	晴夫
23 番	二村	喜子	24 番	上條	信太郎
25 番	林	昌美	26 番	瀧澤	和子

(2) 推進委員 15人

推2 番	中野	千尋	推3 番	大澤	好市
推4 番	梶原	知子	推5 番	松田	和久
推7 番	平林	哲	推8 番	松下	秀一
推9 番	田中	武彦	推10 番	中平	茂
推11 番	田中	孝人	推12 番	堀内	俊男
推13 番	北野	喜八	推15 番	長崎	作夫
推16 番	齋藤	知彦	推17 番	中澤	一海
推18 番	奈良澤	治			

4 欠席委員

推進委員 3人

推1 番	西村	博	推6 番	赤羽	武史
推14 番	山崎	和男			

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第102号～105号）
- イ 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件……………（議案第106号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第107号～第111号）
- エ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第112号～第114号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第115号～第122号）
- カ 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件……………（議案第123号）

キ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件……………（議案第 1 2 4 号）

(2) 報告事項

- ア 現況証明の交付状況の件
- イ 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知の件
- ウ 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の件
- エ 農地法第 4 条の規定による届出の件
- オ 農地法第 5 条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 協議事項

令和 6 年度第 1 回松本農業振興地域整備計画（農用地利用集積計画）の変更について

(2) 報告事項

- ア 新規就農・担い手確保に関する新たな施策について
- イ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8	出席職員	農業委員会事務局	局 長	小岩井 淳
		//	局長補佐	上 條 仁
		//	局長補佐	小笠原晃子
		//	係 長	草田 崇博
		//	主 任	麻生 沙絵
		//	主 事	田中 瑞恵
		//	主 事	加藤 悠希
	農 政 課		主 査	望月 優
		//	主 任	小原 悟
		//	主 事	城生 涼風
		//	主 事	倉科 愛加

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第 3 条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 2 4 番 上條信太郎 委員
2 5 番 林 昌美 委員
〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいり

ます。

初めに、議案第102号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたします。

議案は別冊資料になりますので、ご準備ください。

今回の議案には新規就農者の掲載がありませんので、農政課から議案の説明をお願いいたします。

倉科主事。

倉科（農政課）主事 農政課の倉科です。

特記事項はありませんので、議案の説明に入ります。

着座にて失礼します。

別冊資料の1ページをご覧ください。

5－（1）－ア、農用地利用集積計画決定の件、議案第102号になります。

合計のみ申し上げますので、8ページをご覧ください。

合計を申し上げる前に、訂正箇所がありますので、ご説明させていただきます。

まず、農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）の貸付け人数ですが、書類には「67人」となっていますが、正しくは「54人」になります。また、この訂正に伴い、貸付け人数の合計についても、「93人」から「80人」に訂正をお願いいたします。

次に、農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）の借入れ人数ですが、「44人」になっておりますが、正しくは「25人」になります。また、この訂正に伴い、借入れ人数の合計についても、「68人」から「49人」に訂正をお願いいたします。申し訳ありません。

それでは、一般から合計を申し上げます。

一般、筆数34筆、貸付け18人、借入れ15人、
面積6万1,992平米。

経営移譲、筆数8筆、貸付け2人、借入れ2人、面積8,834平米。

利用権の移転、筆数2筆、貸付け1人、借入れ1人、面積3,361平米。

所有権の移転、筆数4筆、貸付け2人、借入れ3人、面積4,583平米。

第18条2項6号関係、筆数3筆、貸付け2人、借入れ2人、
面積5,734平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数84筆、
貸付け54人、借入れ1人、面積14万2,709平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数60筆、
貸付け1人、借入れ25人、面積8万8,656平米。

合計、筆数195筆、貸付け80人、借入れ49人、
面積31万5,869平米。

当月の利用権設定全体のうち認定農業者への集積は、筆数78筆、
面積12万4,076平米、集積率は77.67%です。

議案第102号は以上になります。

議長 ご苦労さまでした。
ただいまの説明に対しまして農業委員、推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
以降、議案の採決においては、農業委員の方を対象に伺います。
議案第１０２号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
続きまして、議案第１０３号 農用地利用集積計画決定の件について上程いたしますが、本件は委員に関係する案件になりますので、二村委員には退室をお願いいたします。

(二村農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第１０３号です。
９ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数１筆、貸付け１人、借入れ１人、面積２，６８５平米。
議案第１０３号は以上になります。

議長 ありがとうございます。
それでは、全ての委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、集約いたします。
議案第１０３号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
退室している二村委員の入室をお願いいたします。

(二村農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第104号 農用地利用集積計画の決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、太田委員には退室をお願いいたします。

(太田農業委員 退席)

議長 農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続いて、議案第104号です。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数3筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,697平米。
上記利用権設定、一括方式機構配分関係のうち認定農業者への集積率は100%です。
議案第104号は以上です。

議長 ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第104号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
太田委員の入室をお願いいたします。

(太田農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第105号 農用地利用集積計画決定の件について上程いたしますが、本件も委員に関係する案件になりますので、倉科委員には

退室をお願いいたします。

(倉科農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、議案第１０５号です。
１０ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。
合計、筆数２２筆、貸付け１人、借入れ１人、面積５万４，０４１平米。
上記利用権設定、一括方式機構配分関係のうち認定農業者への集積率は
１００％です。
議案第１０５号は以上になります。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、
お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第１０５号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
倉科委員の入室をお願いいたします。

(倉科農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第１０６号 農用地利用集積等促進計画案について意見
聴取する件について上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科（農政課）主事 続きまして、５－（１）－イ、農用地利用集積等促進計画案について意
見聴取する件、議案第１０６号です。
１１ページをご覧ください。
合計のみ申し上げます。

筆数7筆、貸付け5人、借入れ2人、面積1万191平米。
議案第106号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして全ての委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 それでは、集約いたします。
議案第106号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 続きまして、議案第107号から111号 農地法第3条の規定による許可申請許可の件、5件について上程します。
事務局から一括説明をお願いします。

麻生主任 議長。

議長 麻生主任。

麻生主任 農業委員会事務局の麻生です。
着座にて失礼いたします。
農地法第3条の規定による許可の申請について説明いたします。
総会資料1ページをご覧ください。
議案第107号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第108号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第109号も、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第110号と111号は、農地交換のため、所有権を移転するものです。
参考資料としまして、新規就農者の情報を2ページに掲載しております。
以上5件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
ご審議をお願いいたします。

議長 地元委員の意見を聞きます。
107号、細江委員。

細江農業委員 107号ですけれども、先日、中平推進委員と現地を確認してまいりました。現地はただいま水稻が作付されておりました。それで、譲渡人の〇〇さんは、高齢のため、誰か作ってくれる人がいないかということで探して

いたところ、譲受人の〇〇さんに声をかけていただきまして、売買ということになりました。〇〇さんは、1町8反ぐらいの農地を経営しております。使用人も臨時で1人雇用しています。ただ、譲受人の住所地が〇〇でして、わざわざ2畝のために〇〇から来るのかなという、そういう疑問がちょっと残って、現地を確認してまいりました。

以上です。

議 長 続いて108号、太田委員。

太田農業委員 先日、27日、松田委員と現地確認しました。現地は、キビやカボチャやトウモロコシ等作ってあって、問題ないと思います。それで、譲受人の〇〇さん、〇〇にもエゴマの油を出しているようで、一生懸命やっているように思いました。

以上です。

議 長 109号、倉科委員。

倉科農業委員 今回の案件は、〇〇さんが住宅の購入と併せて隣接する農地について所有権移転を行うものです。場所は〇〇集落内の一角で、〇〇集落センターという地域の集落センターがあり、そのすぐ東側の隣接地になっております。〇〇さん自身は〇〇市でも生活された経験がありまして、松本周辺で農地付きの住宅を探されており、今回の物件にたどり着いたということです。〇〇出身ですけれども、今現在、IT系のSEとして働いておりまして、ご両親と農業をされた経験があります。今回、その住宅に隣接する農地では自家消費用の果樹を栽培したいということでお聞きしております。いずれはご両親をお呼びして、こちらで生活したいという希望を持っていられまして、農地の面積的には適当であり、特段の問題ないため、許可は適当と考えております。

以上です。

議 長 110号、111号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 110号、111号であります。〇〇さんから〇〇さん、両方交互に畑を交換するということで、〇〇さんのうちの近くに〇〇さんの農地がありまして、やはり近くで農業をしたいということで、現地を見てきましたが、家庭菜園等、いろいろきれいに両方とも作られておりますので、問題ないかと思います。

以上です。

議 長 続きまして、全体を通じまして、全ての委員の皆さん、何か意見、質問等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第3条の規定による案件、5件について、一括して集約します。

農業委員の皆様には伺いますが、議案第107号から111号について、原案どおり許可することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。

続きまして、議案第112号から114号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、3件について上程しますが、議案第112号に関連する議案第121号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、1件と議案第123号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請承認の件、1件について、併せて上程します。

事務局から一括説明をお願いします。

加藤主事 議長。

議長 加藤主事。

加藤主事 議案書の3ページをお願いいたします。
農地法第4条の規定による許可書申請承認等の件についてご説明いたします。

議案第112号、転用目的、農産物加工施設兼直売所です。

関連がありますので、議案121号及び123号についてもご説明いたします。

7ページの計画変更承認の件についてご覧ください。

当初計画は共同事業であったものの、変更後の計画では、今回申請者の〇〇さんの単独事業となりました。このため計画の変更をし、今回の申請に至ったものとなります。

では、ページを戻っていただいて、議案第113号、転用目的、農業用施設（倉庫、選果施設、駐車場）です。

議案第114号、転用目的、農業用倉庫です。農振用途変更済みです。やむを得ないものとして追認申請となっております。

以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。

また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくご説明いたします。

議長 地元委員の意見を聞きます。

議案第112号及び関連する121号、123号を含めて柳澤委員にお願いします。

柳澤農業委員

26日に夕方、洞の〇〇さんのところに出向いて、状況をいろいろ確認してきました。112号は、面積が29平米と大変狭いのですが、そこが今回、農産物加工施設兼直売所にかかる土地となっています。その周りは既に〇〇さんが取得している雑種地や宅地で、申請地と一体的に利用して転用目的のものを建てるというものです。場所は国道〇〇号の下側に〇〇があって、上側に〇〇の〇〇があって、その間の土地となっており、全く周囲には影響を与えないというところです。〇〇さんがその奥さんと当初申請したときには共同事業ということだったのですけれども、今回、農産物加工施設兼直売所に変更する申請地が夫婦の共同所有だったということもあって、計画変更申請に併せて農地法5条と4条の申請となったものです。

〇〇さんは水稻の9割は全部もちひかりを作っていて、昔から切り餅に加工したり、お餅の製品として、近くの〇〇とか、〇〇とかに出荷をしていたんですけれども、もう少し規模を拡大したいということで、自宅にある加工所以外に、この国道に面したところに新たに加工所、駐車場も7台くらいあって、それから兼直売所を造って、特に地元で作るモチ米とか野菜をそこで、直売所で販売するという計画で、事業計画や資金計画もしっかり立ててあります。本件が承認されれば、多分来年の今頃だと思えますけれども、その場所にオープンする予定です。洞、稲倉、三才山地区というのは、特に直売所がないので、その辺の野菜を集める、あるいはモチ米を集めて、それをモチ米の商品として加工して、地域の活性化に役立てたいと、かなりはっきりしたプランをお持ちでした。話を聞く限りにおいては、大きな問題もなさそうですし、ぜひ積極的に推進していただきたいという、そういう感想を持って帰ってまいりました。

以上です。

議 長

次に、113号、倉科委員。

倉科農業委員

今回、〇〇さんが本人所有の農地1筆、471平米を農業用施設用地として転用を行うものです。場所は〇〇という集落の農地の中に点在するご本人所有の住宅がありまして、そこに隣接した農地ということです。〇〇さん自身はリンゴの里親などで活躍されていますリンゴ農家さんで、地域の担い手として営農されています。今回の農地につきましては、南側が本人の宅地、西側が本人所有の農地、北と東側が道路に囲まれているという狭小な農地で、写真見ていただくと建物がありますが、既に一部には許可不要の農業用倉庫が建築されておりまして、今回の申請箇所では、その農業用倉庫に隣接する形でリンゴの選果施設を建築するものでありまして、今回、既存施設と併せて転用の申請をされるというものであります。周辺農地への影響は特に考えられないため、本件における転用はやむを得ないものと考えております。

以上です。

議 長 次、１１４号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 １１４号であります。写真を見ていただきまして、位置図資料の８ページになります。写真では大変きれいに見える倉庫だと思いますが、この倉庫につきましては、お父様が昭和６０年のときに建てて、本人、〇〇さんが塗装をし直したということで、きれいに見えるのですけれども、中は本当に古い建物でございます。その頃、父親が倉庫を建てるのは違反じゃないと思って、勝手に建てたみたいで、これは本当に大変本人も気にしておりまして、今後、いろいろなことを違反しないようにするということがあります。ぜひ追認ということで承認をしていただきたいということをおっしゃっておいりましたので、やむを得ないと思います。

議 長 それでは、現地を確認した委員から意見を聞きます。
議案第１１２号から１１４号及び１２１号、１２３号も含めまして、林委員。

林農業委員 １１２号ですが、〇〇の隣接地にあって、近くに農地もないので、周辺の農地に与える影響は全くありません。しかも、周辺には直売所がないものですから、地域の活性化の１つになるとすごく思いました。

１１３号ですが、この位置図資料の写真の建物左側のところに新しく倉庫を隣接して建てるということで、この既存建物の向こう側にも道があって、その道からの出入りということですので、農地とぎりぎりに倉庫が建つみたいですが、車両の出入りにも影響ないし、別に問題はないかなというふうに見てきました。

１１４号ですが、これは本当に見るからに追認案件としてやむを得ないかなかなという感じで見てきました。

以上です。

議 長 全ての委員の皆さんに聞きますが、この案件につきまして質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第４条の規定による案件、３件及び議案第１２１号、１２３号について集約します。

農業委員の皆様になりますが、議案第１１２号から１１４号及び１２１号、１２３号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、全ての案件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第115号から119号及び122号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、6件について上程します。
なお、議案第120号については取下げがありましたので、審査しません。
事務局から一括説明をお願いします。

加藤主事 議長。

議長 加藤主事。

加藤主事 議案書4ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件についてご説明いたします。
議案第115号、転用目的、住宅です。
議案第116号、転用目的、砂利採取です。一時転用となっております。
議案第117号、転用目的、駐車場です。農振除外済みの案件となります。
議案第118号、貸し資材置場、貸し駐車場です。
議案第119号、転用目的、住宅敷地（倉庫）です。やむを得ないものとして追認申請となっております。
議案第120号は取下げです。
議案第121号は、先ほどご説明させていただきました。
議案第122号、転用目的、駐車場、資材置場です。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりです。
また、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を聞きます。
115号、小林委員。

小林農業委員 27日に現地を見てまいりました。場所は神田の南部方面というか、南側の土地でありまして、位置図資料9ページにあるとおりでございます。お母さんの土地に娘夫婦が住宅を建てるということでお聞きをして、伺ってまいりましたけれども、この場所自体は平坦で、周辺には住宅が建っているところですよ。やむを得ないかなというふうに見てきました。別に問題はないという解釈をしてまいりました。
以上でございます。

議長 次、116号、河野委員。

河野農業委員 砂利採取の一時転用です。ちょっと位置図資料の10ページ見ていただくと、白く囲まれた申請地の奥ですが、既に砂利採取で一時転用の許可を取って同じ業者が行っている最中ですよ。今回、そこに隣接した本申請地を砂利採取で一時転用するというもので、特に問題はないかと見てきました。

以上です。

議 長 117号、濱委員。

濱農業委員 位置図資料の写真を見ていただいて、真ん中に光っている屋根のところが〇〇の北側の〇〇のものです。その右側に平べったい屋根がずっと写っていますけれども、これが〇〇の営業所になります。左側、下側のところは道路です。農地につながっているところは、ちょうど写真撮っている辺りのところが僅かにつながっているところで、道路の左側は写真に写っておりませんが、駐車場です。右下側のところにちょっと黒い影見えるここも駐車場です。ですので、申請地が駐車場になったとしても、周辺農地に与える影響は全くないかなというふうに考えます。やむを得ないと考えます。

議 長 118号、119号、続けて塩原俊昭委員。

塩原（俊）農業委員 118号と119号の申請地は一体の筆続きの土地であります。もともとの地主さんは〇〇さん、〇〇さん共有名義の農地ですけれども、これを〇〇さんが売買により取得して、自身が経営する会社に駐車場、資材置場として貸し付けるというものです。この〇〇さんは建設業を営んでおりまして、車の販売等の事業を拡大させたいという意向があるようでして、今まで使っていた資材置場が手狭になるということで、その資材置場、駐車場として申請地を確保したいということです。〇〇さんは、有限会社〇〇という会社の経営者でありまして、有限会社〇〇に貸すというものです。位置図資料12ページの写真を見ていただきたいのですが、この奥に見える家が、この〇〇さんの自宅になります。この貸し駐車場等を転用するに当たって調べましたところ、現在住んでいる自宅敷地の一部であります倉庫がこの〇〇さんの農地のほうへ少し張り出してしまっていたということが分かりましたので、119号については追認案件という形であります。

それで、1つ気になりますのが、3方向は全て宅地でありまして、東側の1方向が梓川土地改良区で管理しております〇〇川という大きな幹線水路に面しています。この幹線水路に隣接して駐車場などを造るに当たって、水路に影響が出てしまうのが心配でしたので、当事者から梓川土地改良区のほうへの確認をお願いしました。梓川土地改良区のほうで〇〇さんとしてしっかり話をしていただいて、境界の杭も確定させ、それから雨水とか雑排水がこの幹線水路のほうに入らない工事をするということで計画をつくっていただき、それを正式に履行していくという確約が取れたということで、梓川土地改良区のほうからも了解をいただいたという経緯をたどって今回申請になっておりますので、問題ないかなというふうに思っております。

以上です。

議 長 事業計画の段階で担保できているということですね。分かりました。
それでは、122号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 122号の場所ですが、〇〇のすぐ北のところの一角です。〇〇につきましては、昨年度、ちょっと大きな〇〇をいたしまして、そのときに〇〇から、やはりいろいろな〇〇とか〇〇を置いてある場所に車を置くのはどうかなということを指摘されまして、〇〇はこの中信地区において〇〇している会社でありまして、台数にしても〇〇を持っておりまして、あと従業員も〇〇名以上ということで、やはり本当に敷地が今やっている場所は狭いということで、土地を探しておりました。それで、〇〇の向かいにちょうど土地がありまして、そこに駐車場と、あと一部資材置場を造るということでありまして、周りは高い土手と河川が近くにあるということで、別に周りの田んぼとかそういうのは見当たらないものですから、やむを得ないかなと見てきました。

以上です。

議 長 申請地の周りに隣接した水田とか畑はあるのですか。

塩原（至）農業委員 小さい水田があります。また、申請地の雨水処理についてはしっかり管理するということが申請書に記載されていますので、駐車場とか資材置場は土手際のほうに、従業員の乗用車だけが手前ということで、その辺は問題ないと考えます。

議 長 周辺の農地に与える雨水の影響については担保できているということですね。

それでは、現地調査をした委員に聞きます。

議案第115号から119号、122号を上條信太郎委員。

上條農業委員 まず、115号ですけれども、位置図資料9ページの写真のとおりであります。ちょっと気になったのは、入り口のところが水路がありましたけれども、これは申請書の配置図面上に載っていて、自分で造った排水路ということのようです。住宅への進入路を造ると、この排水路を通るわけですが、車の重みで沈んでしまうことも心配はしたのですけれども、やむを得ないかなというふうに見てきました。

それから、写真の左側に電柱立っていますけれども、実質的な入り口はその辺のところからのようです。この奥のほうのところに住宅を建てるということで、周辺は全部住宅地であって、他の農地に与える影響はないと見てきました。

それから、116号、これは河野委員からの説明がありましたけれども、水田地帯の中の砂利採取場ということで、説明のとおりで問題ないというふうに思います。

それから、117号、これは〇〇の北西のところで、周辺は全部駐車場になっていて、やむを得ないというふうに判断してまいりました。

それから、118号、119号は関連しておりますけれども、家のほうか

ら見ていくと、１１９号、住宅の横に砂利が入ってございましたけれども、敷地一部として、ちょっと倉庫の一部が張り出していましたので、改めて申請して、正式に住宅敷地として是正していく追認案件ですけれども、致し方ないというふうに判断しました。

先ほど話に出た〇〇方面へ流れる大きな水路が、この写真の右奥にあります。申請にあたり、梓川土地改良区に連絡がありましたので、現地へ行って、水路管理の水路敷等々を含めて、ちゃんとはみ出さないようにという指導をしてありますので、その点は改良区の関係も問題ないということでもあります。

戻りまして１１８号、位置図資料の写真の奥のほうに住宅が見えます。角度的には東側を写真撮ったのが１１９号の写真ですけれども、その続きに碎石をもう入れ始めちゃってまして、一旦止めてあります。今回の申請にあたって、周辺農地への影響はありませんので、問題ないというふうに判断しました。

最後ですね。１２２号、位置図資料の写真ではすごく分かりづらいのですが、上のラインのところに水路が流れています。今回の駐車場や資材置場に予定している間に、ちょっとの細い水田があるのですが、極小の農地でありますので、問題ないというふうに判断しました。この〇〇さん宅の横に幅３メートルぐらいの通路がもう既にありまして、その通路を下りたところにこの敷地が広がっているという状態で、ちょっと低いところにあるのですが、全部土盛りして、こういう駐車場及び資材置場にすることになるので、周辺にはあんまり影響がないようですので、やむを得ないものとして判断してまいりました。

以上です。

議 長 全体を通じまして全ての皆様から意見、質問ありましたら、お願いします。

久保農業委員 議長。

議 長 久保委員。

久保農業委員 加藤さん、ちょっと教えていただきたいのですが、１１５号、地目は宅地で、そこに畑を作っているということの申請ということは、備考欄にある都市計画法か何かの関係でこういうことをしなきゃいけないということなののでしょうか。

加藤主事 議長。

議 長 加藤主事。

加藤主事 久保委員から先ほどご質問いただきました議案第１１５号についてですが、ご質問の内容は、神田〇〇の台帳上の地目が、登記簿地目が宅地だが、な

ぜこれは農地転用の申請に含めているのかというご質問にお答えさせていただきます。

農地台帳については、地目が宅地であっても、農地として登録されている場合は多々ございまして、今回の場合でも、現況が畑だったということで、申請に含めてもらった形です。

実際の申請内容については、住宅を建てるためにさらに分筆がされているので、少し面積も減ってきてはいるのですが、もともとの形としては、〇〇と一体にして使っていた畑がありまして、この〇〇は、実際には通路部分のような形になるのですが、一部分筆して、今回の農地転用の申請になっています。

ですので、分筆前が残っている土地については、地目、宅地でありまして、残りは引き続き、〇〇という地番ですけれども、農地台帳に登載したまま、農地として管理していかれるということで、今回の申請になっています。

以上です。

久保農業委員 議長。

議 長 久保委員。

久保農業委員 すみません、ちょっと素人でよく分からないのですが、農地台帳というのは、地目はもう、いわゆる法務局か何かで地目は決まったわけじゃないですか。それに対して農地台帳というのは、例えば我々農業委員が農地パトロールして、今何か作っているから、ここは畑ですよということによって変わるのですか、農地台帳というのは。

加藤主事 すいません、もう一度おっしゃっていただいていいですか。

久保農業委員 地目というのは、いわゆる台帳は、逆言うと、ここは我々農地パトロールして、もうこれは原野だよ、何だよといって申請して、あと書類が法務局へ回って、それをやれば地目変更できるじゃないですか。その逆というか、宅地だけれども、畑を作っているということ、では台帳は、誰がそれを畑だという台帳にしたのですか。一般論で結構です。

議 長 そのときは、農業委員会。農地台帳の管理は。

久保農業委員 ですよ。

議 長 はい。

久保農業委員 だから、農業委員が農地パトロールして、ここは宅地だけれども、何か野菜作っていますねっていう、そんな申請しますか。宅地は何やったっていいのではないですか、別に。作ろうが作るまいが。という解釈しますが。

加藤主事 議長。

議長 加藤主事。

加藤主事 まず、地目、宅地のものがそもそもなぜ農地台帳に載っているのかということについては、会長がお答えいただいたとおり、農業委員会が管理する農地台帳に農地として登録されているからというそれ以上でもそれ以下でのお答えでもありません。

台帳については、かなり前から管理されているものですので、誰がやったかということについては、やっぱり農業委員会が登録をしているというお話になります。

地目については、登記地目に関わりなく、農地台帳に載せることは可能です。農地法上は、例えば転用が起きて、農地以外の状態になったときに、農地に、じゃもう転用事業が終ったので、農地に復旧したいと言われれば、農地法は農地を守るための法律なので、いつでも農地にはなれます。

現実的な手続としては、現状の農地台帳に登録をしてもらうという手続を皆さんにはお願いをしておりますので、そこで、じゃどうしていくかという、今の農業委員会の事務局体制ですが、こういったことが起きると、非常に分かりづらいということ、あと開発の許可申請ともそごが出てきてしまうことが多いので、仮に地目、宅地のもので、現状畑である。農地台帳に登載したいという申出があれば、先に法務局のほうで地目を農地に変えていただいた上で、農地台帳に登録をしたいという申請書があるのですけれども、いただくようになっております。

久保農業委員 議長。

議長 久保委員。

久保農業委員 そうだと思います。そのほうが筋が通っています。であるからには、別にずっと台帳が宅地になっているところへ何を作ろうが、そんな一々、変な話、我々が見て、宅地に物を作っている。これに対して文句を言う必要はないことでありますね。庭に何を作ろうが、宅地に何を作ろうが、本人の地主の勝手であって、それを農業委員が一々そんな、昔の話でしょうけれども、作っているから、台帳を農地にしましょうかということ自体がおかしいのではないですか、私から見れば。

議長 基本的には、そこでいろいろ言っているわけじゃなくて、基本的には法治国家、もちろん大原則です。登記がどういう形になっているかによっては大前提のくくりなのですが、基本的に農業委員会で管理している農地台帳というのがあるわけです。宅地で何やろうが、それは関係ないのだけれども、これはこっちの台帳に載っていると、こういう手続になったときに、

ここはここへテーブルに乗せて、一括やろうというような理解じゃないですか。

多分、法的には、もちろん登記簿で見たのがやっぱり本筋の法治国家としての姿ということ。

久保農業委員 議長。

議 長 久保委員。

久保農業委員 だから、台帳に載せる必要がないでしょう。必要がないという言い方ないけれども。私に言わせれば。

堀内推進委員 議長。

議 長 堀内推進委員。

堀内推進委員 ちょっと関連で。すみません、恐らくそれ、課税の問題があって、農地にしておいたほうが安いのではないかという、そういった関連があるのではないのでしょうか。違いますかね。

加藤主事 議長。

議 長 加藤主事。

加藤主事 お答えいたします。

堀内推進委員からいただきました課税の問題についてお答えいたします。

農地法上に課税地目が農地か農地以外かということ自体、特に転用の許可申請について何か関わりがあるということはないのですが、おっしゃっていただいているとおり、もし松本市として農地課税をしていた、地目が宅地でも、現況に対しての課税ということで農地課税をされているとなった場合、市として、じゃ地目が宅地だから、本来農地法の適用がないのかという、農業委員会だけ農地以外の解釈をするということは少し難しくて、課税の点も参考にしながら、現況も併せて考えていくということになると、参考にすることはあります。

堀内推進委員がおっしゃっていただいている、確かに、多分地主さんは農地の課税としてこの土地を管理されてきたのであって、我々が転用のときに、これは農地だから申請を出しなさいと文句を一義的な面で言っているのではなく、あくまで土地自体に様々な法律がかかってくるに当たって、課税の側面を見た中で、少なくとも所有者さんは課税の点では農地として認識をされているということは1つの要素ではあると思います。

以上です。

久保農業委員 議長。

議 長 久保委員。

久保農業委員 一般論で言うと、持っている人の意向に沿って、農業委員が、そういうことだったら、これ、そういうふうにしましょうかというふうにしたというほうが一番無難な言い方ですね。

議 長 上條補佐、ちょっと台帳と現況の区別をちょっと説明してください。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條局長補佐。

上條局長補佐 今、議論があったように、そもそも農地台帳は、私どもがまだ生まれる前、昔から、ご先祖様から受け継いできた農地を、紙ベースであった台帳に登載し、データベース化して現在に至っています。登記地目が宅地であっても、その土地を耕作して農地として使っていた当時があったので、さっき堀内推進委員が言ったように、課税のことがあったかもしれないですけれども、現況が農地として見ることができる時代に、農業委員会か、または国土調査のような調査があって、農地台帳に入れたと思うんですね。

だから、一般論としては、宅地であっても、農地かどうかは客観的に見て判断する現況主義であるので、我々としては、農地台帳の管理も業務でありますので、農地台帳に載っている農地を転用等によって整理していくことによって、市全体の農地の面積や筆数を管理しています。

台帳に登記地目が宅地、雑種地になっているけれども、現況が農地で登載のあったものについて、先ほどからご案内しているように、農地以外のものにするためには、農地転用の許可が必要となってくるため、今回の申請となっています。

ちょっと的確に久保委員への答えになっていませんが、昔から引き継いでいる農地台帳に基づいて、我々は今までどおりの業務として転用申請の受付を行っているという形になっております。

議 長 昔のことは知らないけれども、そういうことです。

三村農業委員 議長。

議 長 三村委員。

三村農業委員 いつの時代なのか、宅地、地続き、宅地の一角だったところを、便宜上、その方が野菜であろうが、水田にしようが、自分の解釈で畑として耕作したと思います。それを、やはりいつの時代なのか、農業委員会の管理下の

中で、現況は農地ということで認めて、台帳に載せたのではないかなと考えます。

今回のように、登記は宅地であっても、現況が農地であれば、そこに何か手を加える。地目が宅地だからといって現況が農地である場所に勝手に自分で造れるという解釈とはまたこれ、違うと思います。今の私どもの管理している農業委員会の農地台帳に登載がある限り。

やはり、そこで矛盾があるかもしれませんが、いわゆる過去の時代の流れの中で、そういった形で、若干矛盾はあるけれども、しかし、別に現況は畑でしていたところをまた宅地に戻すにしても、別に、先月もそうでしたけれども、現況を見る中で、申請にあたって特段影響がなければ進められる話ですので、そこら辺はどっちがこっちがと目くじら立てるのもどうかと思います。

確かに、現況は農地であれば、固定資産税は安いわけです。地主の方も、宅地であっても、農地なら固定資産税安いので、それは別に払いたくないので、そこら辺も理解できるのかなと思いますけれども、私の先月回った案件もそうでしたので、感じたことを述べました。

議長 基本的には、やはり台帳で農地と言えば農地、宅地と言えば宅地。それで、我々のテリトリーは農地を審査することだから、さっき言ったように、登記地目が宅地であっても、農家台帳に載っているものは基本的にはテリトリーの範疇という判断で整理してもらいたいと思います。

ほかに質問、意見等ありますか。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、6件について集約します。

農業委員の皆様に伺いますが、議案第115号から119号及び122号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定いたします。
続きまして、議案第124号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1件について上程します。
事務局から説明をお願いいたします。

加藤主事 議長。

議長 加藤主事。

加藤主事 議案書の８ページをお願いいたします。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認についてご説明いたします。
議案第１２４号、寿にお住まいの〇〇さんが承認を受けるものです。
以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 地元委員から意見を聞きます。
河西委員。

河西農業委員 転作田でした。３筆あるのですが、いずれもきちんと管理されていることを確認しました。
以上です。

議 長 それでは、全ての委員の皆様、質問、意見等ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、１件について集約します。
農業委員の皆様に向いますが、議案第１２４号について、原案どおり承認することに賛成の委員の方の挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することとします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからオについて一括説明をお願いします。

麻生主任 議長。

議 長 麻生主任。

麻生主任 それでは、報告事項のアからオについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。
総会資料９ページからご覧ください。
９ページ、現況証明交付状況の件、１件、１０ページから１１ページ、農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の件、１５件、１２ページ、農地法第３条の３第１項の規定による届出の件、９件、１３ページ、農地法第４条の規定による届出の件、４件、１４ページから１５ページ、農地法第５条の規定による届出の件、７件。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま報告について委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いします。

〔質問、意見なし〕

議長 　　意見等ないようですので、これら報告事項につきましては、事務局説明のとおりご承知おきをお願いします。
農地に関係する議事が終了しましたので、暫時休憩とします。
再開は１４時５５分です。

（休　　憩）

議長 　　それでは、議事を再開いたします。
休憩前に続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。
まず、協議事項、令和６年度第１回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更の協議に入ります。
農政課から計画変更案の概要などについて説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 　農政課農業政策担当の望月と申します、よろしくお願いいたします。
協議事項、令和６年度第１回松本農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてご説明いたします。
着座にて失礼いたします。
令和６年度第１回松本農業振興地域整備計画の変更についてと記載された資料と、変更申出地位置図と記載された資料の２種類をもってご説明いたします。
では、松本農業振興整備計画の変更についてと記載された資料の１ページをご覧ください。
（１）変更案の概要についてご説明いたします。
今回は重要変更が１１件です。内訳としましては、農家住宅が１件、農家分家が１件、一般住宅、事業所等、公共事業、その他を含めまして９件となります。軽微変更については２件、内容変更が１件、計１４件の案件をご協議いただきます。
次に、資料２ページをご覧ください。
すみません、まず最初に資料の訂正をお願いいたします。
（２）の日程の上から３つ目です。令和６年６月１３日木曜日から空欄というふうになっておりますが、こちらを令和６年６月６日木曜日から２８日金曜日にご訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。
それでは、こちら、説明させていただきます。
経過につきましては、こちらの資料に記載されておりますとおりで、今年の５月に申出を受け付けまして、現地調査、各地区農振協議会、庁内調整

会議が行われまして、本日農業委員会でご協議いただくことになっております。

(3) 今後の予定でございます。

こちらにつきましても、資料に記載のとおりとなります。

今回の案件について、軽微変更案件については、本日承認いただいた後、完了公告と申出者等への通知がなされます。

重要変更については、県の事前協議、県同意等を経て、除外完了公告と申出者等への通知を予定しております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま概要についての説明がありました。

質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

特にないようですので、次に進みます。

続いて、変更案の協議に入ります。

最初に、農家住宅について説明をお願いいたします。

望月さん。

望月（農政課）主査 それでは、資料3ページをご覧ください。

整備計画変更一覧表について、個別案件ごとに左から番号を振っております。一番下には別冊の変更申出地位置図のページが記載しておりますので、併せてご参照いただければと思います。

では、個別案件ごとの説明に入ります。

農家住宅は1件、資料は3ページになります。

番号1、〇〇になります。申出者は、農家として父親から独立し、父親から農地を借りて耕作をしています。現在は妻とアパートに住んでおり、昼間は会社員として勤め、朝夕、休日に農業を営んでいますが、農地の近くに住みたいと考え、住宅を建築することとなりました。条件に合う土地が見つからず、条件に合致し、所有者の同意が得られたのは父親所有の農地のみであったことから、当該地が選定されました。以上により、農家住宅として、田、2,029平米中438平米を農振除外し、分筆、転用したいとするものです。

以上、農家住宅1件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議 長

矢嶋委員、何か補足ありますか。

矢嶋農業委員

特に

議 長

全体を通しまして委員の皆さん、何か質問、ご意見等ありましたら、願

いたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
農家住宅1件、438平米については、やむを得ないと思います
が、承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございました。
全員賛成ですので、承認されました。1件については、やむを得ないと集
約いたします。
次に、農家分家について説明をお願いいたします。
望月さん。

望月（農政課）主査 では、農家分家です。こちらも1件になります。

資料4ページをご覧ください。

〇〇及び〇〇になります。申出者は、〇〇のアパートに住んでおり、農繁
期にはおばの農業を手伝っていますが、祖母、おば、両親が高齢となっ
てきたため、近くに住みたいと住宅の建設を計画しました。申出者の所有地
及び他者の所有地で候補地を検討しましたが、条件を満たすのは申出地の
みであったことから、申出地区を選定しました。以上により、農家分家と
して、畑、811平米のうち263平米を除外し、転用したいとするもの
でございます。

以上、農家分家1件の説明を終わります。協議をお願いいたします。

議長 河野委員、何か補足ありますか。

河野農業委員 問題ないです。

議長 全体を通しまして委員の方から何かありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 なければ、集約いたします。
農家分家1件、263平米については、やむを得ないと思います
が、承認していただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、農家分家1件については、やむを得ないと集約いたします。

次に、その他について説明をお願いいたします。

望月さん。

望月（農政課）主査 それでは、その他9件になります。

資料の5ページをご覧ください。

番号3、〇〇及び〇〇、一般住宅の敷地拡張の追認です。申出者は、自宅を建て替えるため調査したところ、自宅の一部、農業用倉庫、物置が農地にあることが判明したため、これを是正するものです。昭和52年に住宅を新築した際に誤って越境したものであり、その後、農地法等の許可を得ず、農業用倉庫などを増築したものです。既存の敷地だけでは狭いため、住宅の建て替えは難しく、農業用倉庫等は現在も使用しており、生活をする上で必要不可欠であるため、一般住宅の敷地拡張として、田、1,290平米のうち425平米を転用したいとするものです。

続きまして、番号4、〇〇、一般住宅です。申出者は、子供を含めた3名で市内の職員宿舎に暮らしていますが、手狭となっています。そのため、両親との同居を検討しましたが、ライフスタイルの違いや建物の経年劣化により同居は不可能であると判断し、新たに住宅を建築することを計画したものです。申出者には所有地はなく、家族及び他の所有地を検討しましたが、適地は申出地のみであったため、一般住宅として、田、286平米を農振除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号5、〇〇、一般住宅の敷地拡張の追認です。申出者は、申出地の北側に住んでいます。10年ほど前に土地所有者了承の下、申出地との間にこの境界に擁壁を設置しましたが、2年前に境界立会いを行ったところ、宅地の敷地の一部が申出地にはみ出していることが判明しました。はみ出している敷地は、かなり以前から申出者の敷地として利用されており、そうなった経過は不明ですが、現在、生活をしている場であることから、畑、1,149平米のうち25平米を除外し、転用したいとするものです。

続きまして、資料6ページになります。

番号6、〇〇、一般住宅の敷地拡張の追認です。申出者は、申出地の隣地の土地及び建物を購入し、居住しています。この建物の前所有者が平成6年に風呂場を増築した際、申出地へ越境して増築をしたものです。前所有者は既に亡くなっており、その経過は不明ですが、申出者は現在、当該風呂場を利用しており、生活していく上で欠かせない場であることから、畑、40平米を除外し、転用したいとするものです。

続きまして、資料7ページになります。

番号7、〇〇、コンビニエンスストアです。申出者は、全国でコンビニエンスストアを運営していますが、松本市立〇〇中学校周辺にはコンビニエンスストアがなく、周辺住民からも出店の要望があったことから、出店を計画しました。対象地域で適地を探しましたが、条件を満たし、所有者の

同意が得られたのは申出地のみであったことから、田、3, 167 平米を除外し、転用したいとするものです。

続きまして、資料8 ページになります。

番号8、〇〇、〇〇、〇〇、給食センターになります。申出者につきましては、小・中学校47校のうち44校について、5つの給食センターで給食を提供していますが、四賀以外の給食センターは老朽化が進んでおり、建て替えを検討しなければならない状況です。このため、3つの施設を廃止し、中規模施設3センター方式へ再編する計画、基本計画に沿った新給食センターを建設したいとするものです。申出者所有地を含めまして所有地で検討したところですが、条件に合致し、所有者の同意が得られたのは当該地のみだったことから、申出地を選定したものです。以上により、給食センターとして、田、6, 709 平米を農振除外し、転用したいとするものです。

続きまして、9 ページになります。

番号9、〇〇及び〇〇、貸し駐車場になります。申出者は、不動産業を営んでいますが、〇〇のテナントの駐車場が不足していることから、同テナントが利用する駐車場を増設したいとするものです。自己所有地はなく、法人代表者所有地及び他者所有地についても、申出地以外は他用途で使用中であったり、所有者の同意が得られなかったことから、申出地を選定したものです。以上により、貸し駐車場として、田、303 平米を除外し、転用するものです。

続きまして、番号10、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、貸し駐車場の追認です。申出者は、不動産業を営んでおり、債務整理のため、当時の土地所有者であった現在の土地所有者の夫から隣接地及びテナントビルとともに申出地を農地転用が必要であるとの認識がなく譲渡されました。申出地は従前よりテナントの駐車場として利用されており、代替地も検討しましたが適地がなかったことから、申出地である田、996 平米を除外し、転用したいとするものです。

続きまして、番号11、〇〇、〇〇、資材置場、一部追認です。申出者は、造園業及び外構工事等のエクステリア業を営んでいます。これまで自宅の一部を資材置場としてきましたが、利用者の出入りに不都合が生じており、また業務の増加により手狭になってきたことから、新たに資材置場の設置を計画しました。自己所有地及び他者所有地で検討しましたが、条件に合致した土地は申出地のみであったため、当該地を選定したものです。また、申出地の一部には看板が設置された石及び目隠しを目的とした植栽がありますが、現在も使用中であり、移動が困難であることから、こちらについては追認とするものです。以上により、田、470 平米を除外し、転用したいとするものです。

以上、その他9件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

ただいまその他9件について説明がありました。

地元委員の方から何か補足説明がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、全体の委員の方で質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、集約いたします。
 その他9件、1万2,421平米については、やむを得ないと集約したいと思いますが、承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 ありがとうございます。
 全員賛成ですので、その他9件については、やむを得ないと集約いたします。
 次に、内容変更について説明をお願いいたします。
 望月さん。

望月（農政課）主査 では、内容変更1件です。

 資料11ページをご覧ください。

 番号12、〇〇、グループホームの内容変更です。申出者は、市内でグループホームを運営しています。申出者は、令和5年春農振に除外の申出を行い、令和6年2月に除外が完了しましたが、その後、人件費の高騰や補助制度の確認等の理由により、2棟の計画であったものを1棟とする計画に変更することとなったものです。以上により、田、1,238平米について、内容を変更し、転用するものです。

 以上、内容変更1件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議 長 地元の委員の方で何か補足等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、全体の委員の方で何か質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 なければ、集約いたします。
 内容変更1件、1,238平米については、やむを得ないと集約したいと

と思いますが、承認いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、内容変更1件については、やむを得ないと集約いたします。

最後に、軽微変更について説明をお願いいたします。

望月さん。

望月（農政課）主査 軽微変更については2件です。

資料12ページをご覧ください。

番号13、〇〇及び〇〇、もみすり乾燥施設です。申出者は、周辺農家から米のもみすり作業を請け負っています。現在の施設は手狭であり、効率が悪いことに加え、もみすり施設を持つ農家が減り、今後も委託が増えることが予想されるため、施設の建て替えによる規模の拡大を計画したものです。申出者所有地及び他者所有地を検討しましたが、条件に合致したのは申出地のみであったことから、田、1,370平米を軽微変更し、転用するものです。

続きまして、番号16、〇〇、農業用倉庫と通路の軽微変更の追認です。申出者は、自宅の建て替えのため調査したところ、農業用倉庫とその進入路が申出地へはみ出していることが分かりました。農業用倉庫を建てた申出者の父親は既に亡くなっていることから、当時の経過は不明ですが、農業用倉庫は農業経営に不可欠であることから、申出地を選定したものです。以上、畑、8,276平米のうち108平米を軽微変更し、転用するものです。

以上、軽微変更2件の説明を終わります。ご協議をお願いいたします。

議長

ただいま軽微変更2件について説明がありました。

地元の委員の方で何か補足がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、全体の委員の皆さんで質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

なければ、集約いたします。

軽微変更2件、1,478平米については、了承すると集約したいと思いますが、承認いただける農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、軽微変更2件については、了承すると集約いたします。
それでは、今までの協議結果をまとめて事務局から報告していただきます。

小岩井局長

令和6年度第1回松本農業振興整備計画（農地利用計画）の変更について、協議結果の集約を報告いたします。

初めに、農家住宅1件、438平米については、やむを得ないと集約をいたしました。

農家分家1件、263平米については、やむを得ないと集約をいたしました。

その他9件、1万2,421平米については、やむを得ないと集約をいたしました。

内容変更1件、1,238平米については、やむを得ないと集約いたしました。

最後、軽微変更2件について、1,478平米、了承すると集約をいたしました。

以上報告いたします。

議長

ありがとうございました。ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

次に、報告事項のア、新規就農・担い手確保に関する新たな施策についてを議題といたします。

農政課から説明をお願いいたします。

小原主任。

小原（農政課）主任 農政課の小原と申します。

私のほうから、先月の6月末に成立しました補正予算に基づきまして、新たな新規就農者向けの支援制度が主に2つ確立しましたので、その件について報告させていただきます。

すみません、以降着座にて失礼いたします。

資料は16ページと17ページになります。

新たな2つの制度の概要につきましては、16ページの2のほうで、大きく分けて2つございます。1つ目が、梓川果樹産地新規就農者支援事業、2つ目が、新規就農者住宅支援事業になります。

1点目の梓川果樹産地新規就農者支援事業ですけれども、こちらは梓川の地域、主にリンゴを中心とした果樹になるんですが、そこの50歳以上の方を研修生として採用して、2年間実践的な農業研修と就農支援というものを行うものになります。

形態とすると、JAあづみさんと松本市でお金を出し合って研修制度を支援していくというような流れになりますが、活用する研修とすると、今現在行われている長野県のほうの新規就農里親支援制度になるんですけれど

も、そこに対して具体的な金銭的な支援を行っていくというものになります。

これだけでと、なかなか全体の今の研修制度のイメージがつきにくいので、17ページ、横書きで大変申し訳ないんですけども、新たに今回加わった事業というのが黒塗りの部分になります。前半部分、上の部分が研修制度、主に今まで白い部分で国の就農準備資金ということで、市内全域で49歳以下の研修生を支援するものと、JA松本ハイランド管内で独自に60歳までの方を支援する研修制度がございましたが、今回新たに令和6年度からJAあづみ管内で、49歳以下の方は国の支援制度が使えますので、50歳以上の方、主に定年帰農ですとか、早期退職して果樹をやろうという方向けの研修制度を創設いたしました。

研修の支援の内容につきましては、16ページの具体的な金額等が書いてあるところになるんですけども、主には定年の退職金等があるということをご前提としていただきますので、生活資金としての支給はほとんどありませんが、機械の購入費ですとか、施設の購入費というところで、装備をそろえるというところを具体的に支援していくというような研修制度になります。

続きまして、2点目の新規就農者住宅支援事業ですけれども、こちらは特に研修、国のでも、JA松本ハイランドのでも、JAあづみのでも、いずれの支援制度の研修生も対象になりまして、大きく分けて、家賃の補助と空き家のリフォームの補助がメインになるんですけども、こちらが新たに設立いたしました。もともと農地ですとか、資金ですとか、技術というところが一番研修生の課題ではあったんですけども、もう一つ、住まいですね。特に移住して来て新規就農する方という、住むところがない。アパートじゃ農業できないというところを踏まえまして、住居の確保というところも市の単独のお金で支援していくというような補助事業になっています。

家賃に関しては月額1万円、子育て世帯は2万円、最長3年間というもので、リフォームにつきましては、研修生もちろんそうなんですけれども、認定新規就農者、あとは空き家の所有者も対象になります。やはり新規就農者ですとか農業研修生に空き家を貸す前に、そのうちの家財を処分する、その費用の半分、最大60万円、子育て世帯であれば90万円補助するような制度になっておりますので、新規就農者の方、空き家を借りてまずはスタートするという方が多いですので、そちらの交渉材料にもなっていければというような制度になっています。

具体的な予算の金額になるんですけども、16ページの一番下になります。

梓川果樹産地新規就農者支援事業につきましては、今年度は14万円と少額ですけれども、こちら、具体的には令和7年度から研修生を2名採用予定ですので、令和6年は準備期間です。令和7年度以降は、松本市で250万円ほど、JAでも250万円ほど、大体500万円くらいの予算の規模になってきます。

新規就農者住宅支援事業のほうですが、家賃は10名ほど、リフォームに

関しては2名ほどで、記載のとりの金額となっております。

今回の新たな支援制度2つスタートするわけですが、引き続き農業委員さんの皆様には、農業研修生ですとか、新規就農者のサポートを引き続きよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

議長

ありがとうございました。

それぞれの立場の中で、我々も提案したり、これは果実として実ってきたものの1つだと思います。

それぞれの皆さんで何かこれに対する意見、質問等ありましたらお願いいたします。

二村さん。

二村農業委員

とってもありがたい制度で、本当にうれしい限りですが、私、JAからも、そして市のほうからも、私、最近までJAの理事もさせていただいて、農業委員も2期させていただいて、今、現実には梓川の里親になっていて、本当にいろいろと一生懸命やっているのに、どこからも一言も何も知らなくて、倉科委員から聞かれてびっくりしたという状況で、私、JAのほうにも、組合長をはじめ、常務のほうにお伝えしてきました。本当に残念といえますか、どうして一言もなかったのかなというふうに思います。多分、男性の方だったら、連絡あったんだろうなって本当思います。

市のほうも、皆さん知っている方なのに、何も、これまでやってくださるのは本当にありがたいんですけども、でも、私もちょっと聞けば、もう少し違ったところから言えるし、ためになれたと思うんですよ。ぜひこういうことがあれば、また別の地区でもそうだと思うんですが、全然知らないというのは本当に悲しかったので、番地とか聞かれても、私、本当に何も分からなくて、自分でいろいろ見て、聞いて、話をしたということなので、ぜひそういうときに新聞に出る前に教えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長

広報とか、確かにこういうツールはいろいろ出るんだけど、いかに広報というか、みんなに知っていただくかというのを、我々、職責としてもそういう立場にあると思うので、ぜひこういう風通しいいような感じで、お願いしたいと思います。

ほかに。

河西委員。

河西農業委員

家賃補助についてちょっとご質問なんですけれども、市とJAの農業研修生、あと国の研修生対象とおっしゃられましたけれども、あと県の里親研修生や、あと一般農家の研修生、これは対象になるのか、ならないのか教えてください。

議 長 小原さん、いいですか。

小原（農政課）主任 では、お答えします。

里親、県の里親研修の方であれば対象になります。

それと、この17ページの前半の上部分の、国と、3つに分かれたものなんですけれども、3つとも基本的には里親研修を前提としていて、その里親研修生に対して、どういう金銭的な支援をするかというような制度が大きく3つというような、そんな表になっていますので、県の里親研修利用する方は対象になりますが、里親研修ではなくて、個人的な研修といいますか、アルバイトという方は、対象外になります。

以上です。

河西農業委員 ありがとうございます。

議 長 では、その辺の実務的なところは、また小原さん窓口になってくれるようなので、お願いします。

それと、やはりこれ、我々もちょっと関係あるんだけど、農の雇用の資金の農業会議でやっているやつね。トータルでまた皆さんにその例示なり、具体的にその辺の施策も知っていただいて、関心のある方には情報として流すということと、小原さんのところでも、こういうことを松本市でやっているんだから、対外的にもメニューとして知らせるというこの行為も必要だなというふうな気がしますので、これも含めた中でということをもたえてみてください。

ほかに。

塩原さん。

塩原（俊）農業委員 この事業対象になるには、新規就農届の提出により、その事業対象になるのかなということなんですけれども、ちょっとそこら辺のところをお願いします。

議 長 小原さん。

小原（農政課）主任 すみません、お答えします。

新規就農届はなくても、その前の研修の始める段階から対象になります。

新規就農するための2年間なり3年間の研修、研修生という立場の方に対して対象になるんですけれども、それプラス新規就農届を出されて、最初の5年間の認定新規就農者という認定を取った方も対象になります。

塩原（俊）農業委員 実は、和田にこの対象になる方っていうか、なるだろうなっていうことで、該当する方が9月に新規就農届を出して、そこで農地つき住宅を購入するということで、そんな準備を進めている方がいます。ですから、9月

の時点でそういった就農届が出てきますので、またよろしくお願ひしたい
と思います。

議 長 またお願ひします。
 ほかに。

[質問、意見なし]

議 長 よろしいですかね。
 ちょっとこれはこれとして、どんどん充実してもらいたいし、それでまた
先ほど前段でも僕のほうから申し上げましたが、農業会議でやっている農
の雇用資金か、あの辺もまた精査した中で、また次の定例総会あたりでも
皆さんに示しながらというものをやってもらえば結構です。
 じゃ、よろしいですかね。
 なければ、本件については、ただいまの説明のとおりですので、ご承知お
きをお願ひしたいと思います。
 次に報告事項のイ、主要会務報告並びに当面の予定について議題といたし
ます。
 事務局の説明をお願ひいたします。
 草田係長。

草田係長 農業委員会事務局の草田です。
 着座にて失礼いたします。
 18ページお願ひします。主要会務報告並びに当面の予定についてです。
 7月23日ですが、長野県農業委員会女性協議会総会に二村委員に出席を
していただきました。
 同じく23日、農地転用現地調査に林委員と上條委員に対応していただき
ました。
 7月9日と本日、総会前に役員選出準備会議が開催されまして、2期目に入
る委員の皆様は次期改正案について検討をしていただきました。
 19ページです。当面の予定になります。
 8月6日、松本市農業振興地域整備促進等協議会に会長、代理、役員並び
に関係の委員に出席をしていただきます。
 8月9日午前中、農業委員辞令交付式と臨時総会の第1部が開催されます。
午後、推進委員の委嘱状交付資金、就任記念写真撮影、臨時総会の第2部
が開催されます。農業委員の方は午前中から、推進委員の方は午後からの
対応になります。よろしくお願ひいたします。
 議案については、明日発送の予定になっております。また詳しい詳細記載
されています。写真撮影と辞令交付式ありますので、クールビズですが、
上着着用をお願ひをいたします。
 以降は、役員の方は新しい役員の方になってきますが、8月15日、松本
市平和記念式典に新しい会長に出席をしていただきます。

8月22日、農地転用現地調査については、第1回目ということで、会長と会長代理に対応をしていただきます。

8月29日ですが、総会前に新任委員研修会を開催します。長野県農業会議から講師を招いて、農業委員会制度などの基礎研修を行います。3月にお配りしました農業委員会研修テキスト3冊ありました。農業委員会制度、農地法、農地関連法制度の3つのものです。こちらに基づいて研修を行う予定です。対象は新任委員と継続委員の希望者としていますので、継続される委員の方で希望される方はご出席をお願いいたします。

また、8月の定例総会の後に農業委員会の懇親会を予定していますので、臨時総会の開催通知に案内を同封しますので、新しい体制での初めての懇親会ですので、よろしくお願いいたします。

あと、こちらに記載がないのですが、8月21日ですけれども、新しい役員の方、会長、会長代理、あと各専門委員長の方で9時から松本ハイランド農協とあづみ農協に挨拶回りに行きたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

また、8月29日の1時20分からは、松本市市議会の議長に挨拶回りに行きたいと思っていますので、お願いします。

8月22日ですが、役員会を予定していますので、また役員になられた方にはご案内しますが、よろしくお願いいたします。

当面の予定については以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆さんのほうでこの関係で何か質問、ご意見。

二村さん。

二村農業委員

7月23日のことで、多分松本の農業委員会では分からなかったことだと思うんですが、以前私、2月に農業会議から連絡が来なくて、研修会に行ったら入れなくて、また理事会があったんだけど、そこに通知が来なくて行けなかったというお話を差し上げました。そのときに、この次はぜひ行かせてくださいというふうにお願いして、今回も、今ここに2時からってあるので、2時に行きました。そうしたら、今ここにあるんですが、農業会議の方に「二村さん、1時からでしたよ。通知行きませんか」ってこの用紙を頂いて、私、びっくりして、「えっ、通知来てないです」って。ただ、ここに2時って書いてあるから、松本の農業委員会のほうには来ないと思うんですが、どういうわけかまた来なくて、私、総会だったものですから、総会でいろいろな、理事というか、役員会の中で決めることがいっぱいあって、「今日何人行かれたんですか」って、総会でも、その総会で決まったということと言われるので、そこでお聞きしました。2回連絡来なかったのは私だけで、この間は、もう一人行かなかった方がいたらしくて、でもそういう方はいないようなんですよ。

それで、先日、小笠原さんから電話が来て、タブレットのほうに農業会議から入れてくださるという話なんですけど、それで直接森住さんという方か

ら連絡が来たんですが、でも、今回、「前もお願いしておいたのに、どうして来なかったかちょっと教えてください」と言ったら、「私はよく分からないので」、でもこの方が担当なんですけれども、「調べます」と言っただけで来ないんですけれども、農業委員会のほうには来ていたんですよ。

私、本当にこの総会の通知を見ても分かるんですが、私がやらなきゃいけないことがいっぱいあるのに、本当にここでお聞きしたり、やらなきゃいけないことがあるのに、何も連絡が2回も来ないというのは、もう本当に悲しいことだと思って、JAのほうにはお願いはしておきましたが、ちょっとその点をまた調べていただいて、私、本当に松本支部は本当遅れちゃうというか、私が出ていないので、なのでぜひその点、どうなったか聞きたいし、お願いしたいと思います。

以上です。

議長 私も常設、月に一回出させてもらうんで、また事務局と僕のほうからも話をします。
ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議長 続きまして、その他に入ります。
はじめに、タブレットについてをお願いします。

議長 タブレットについて。
田中さん、お願いします。

田中主事 田中です。よろしくお願いします。
既に総会資料に同封した通知にてご案内したとおりですけれども、8月8日をもって退任される皆さんのタブレットの回収、また継続して委員となられる皆さんは、利用上の変更点はございませんので、引き続きタブレットを活動時や活動記録簿などに活用していただくということになります。
よろしくお願いいたします。

幾つかそれに先立ちお願いがございます。

まず1点目ですけれども、退任される委員の中で、活動記録簿にログインするときに、6桁の数字のパスワードが携帯やスマホに来ていたよという皆さん、この場で解除してからお預かりしたいと思いますので、お申出ください。

最初に総会前に声をかけていただいた方の分は、今、総会の中で私のほうで解除させていただきましたが、そのほかにもスマートフォンにパスワードが来ていたという方いらっしゃいましたら、この後、声をおかけください。よろしくお願いいたします。

あと、引き続き使用される委員の皆様に対してですけれども、表面の保護シートですとか、テプラで番号なんか貼ってありますけれども、そういっ

たものが劣化してしまったので、貼り替えてほしい方がいらっしゃいましたら、新しいものを用意しますので、こちらも田中までお願いいたします。

あとは、引き続き利用される方で、現地確認アプリや活動記録簿にログインするときに、自動でアドレスとパスワードが入力できるという機能があるんですけども、まだそういった機能を活用されてない、そういった機能が働いてないという方で、今後、来期以降、こういった便利な機能を使いたいという方があれば、また私のほうで登録しますので、こちらもお声かけください。

あと、最後に、引き続き使用される委員の方で、当初にお渡ししたタブレットの箱の中に備わっていたものが一式備わっているかということはこの機会にぜひ、一定期間たちましたので、ご確認をお願いいたします。ペンですとかケース、あとはクロスのようなものは消耗品ですので、新しいものも随時お渡しできるんですけども、タブレットセットの一式、箱の中に入っていたもの、箱も含めては、ぜひそのまま保管していただくように引き続きお願いいたします。

お願いは以上ですけども、ちょっと別件で、農地パトロール、皆さんに7月末までに実施していただいて、ありがとうございました。

タブレットへの入力は今日までにお済みかなというふうに思っているんですけども、今からでも入力方法に不安がある方は、またご相談ください。

すみません、最後になりますけれども、タブレットが利用環境も整わないままお渡ししまして、途中幾度も、もうこんなの嫌だよ、返したいよというようなことを私も言われてきたんですけども、最終的にはパトロールですとか、記録簿の入力を皆さんしていただくこととなりまして、これ、県内でも、また全国でも大分先進的に活用している農業委員会の1つじゃないかと私も自負しておりますので、これも皆様のおかげです。どうもありがとうございました。

私からは以上です。

議 長

すみませんでした。
今の件について何か。

[質問、意見なし]

議 長

いいですかね。

それでは、農村センターからの情報提供ということで、草田係長、お願いします。

草田係長

本日、農業農村支援センターの寺戸補佐、欠席ですので、総会資料として配付しましたものは、またご覧いただきたいと思います。

続いて、連絡事項に進んでもよろしいでしょうか。お願いいたします。

では、幾つか連絡事項を申し上げます。

退任される委員の方の机の上に「退任される皆様へ」ということで、委員

退任後の事務等について、1枚の用紙を配付してありますので、ご覧ください。

まず、1番の活動記録簿の提出になります。タブレット回収に伴い、8月1日から8月8日までの活動記録簿の提出については、紙面でのご提出をお願いします。

なお、活動記録簿につきましても、同様に提出をお願いします。提出期限ですが、8月19日までにご提出をお願いいたします。

2番ですが、令和6年度の最適化活動の点検評価の提出です。

令和5年度の最適化活動の点検評価については、5月の総会に行っていました。A4の横の用紙で、右下に委員さんにコメントをそれぞれご記入いただいて、提出いただいたものです。退任される委員さんにおかれましても、4月1日から8月8日までの最適化活動の点検評価をしていただく必要があります。活動記録簿の提出をしていただいたものの数字に基づいて、令和5年度と同様にこちらで実績等を入力した様式をまた後日、9月か10月ぐらいを予定していますが、委員の方に、退任される方宛てにお送りしますので、お手数をおかけしますが、5月に行っていたことと同じように、コメントを記入していただいて、提出をお願いいたします。

3番の最適化活動の報酬の振込についてです。

4月から8月8日までの最適化活動の報酬につきましては、来年の3月ぐらいに交付金が確定しますので、7年の4月ぐらいに報酬を振り込む予定になります。大分先になってしまいますので、ご承知おきください。

4番の総会資料の回収についてです。

先月の総会で、過去の総会資料について回収してほしいとお話がありました。個人情報が含まれている部分もありますので、できれば各委員で適切に処分していただきたいところですが、処分が難しい場合には、事務局にてお持ちいただければ、こちらで処分いたしますので、ダンボールに入れていただいて、8月30日までに事務局にお持ちいただきたいと思います。支所では対応ができませんので、直接事務局までお持ちいただくようお願いいたします。

また、個人情報についてですが、退任された後も守秘義務がありますので、職務上知り得た情報をいろいろなところに漏らすことのないようにご注意ください。

5番の印鑑の返却についてです。

就任された際に事務局でお預かりしている印鑑ですが、先ほど申し上げた2番の点検評価の書類と一緒に印鑑を同封してお送りしたいと考えています。その際に返却いたしますので、よろしくお願いいたします。

退任される方への連絡事項等は以上になります。

本日欠席の委員の資料につきましては、できれば各地区でお持ち帰りいただいて、会議結果と併せておつなぎいただくようお願いいたします。

また、該当地区の委員さんに事前に配付しました農地法関係の書類原本ですが、机の上にそのまま置いていってください。

以上になります。

議 長 　　ただいまの発言の中身で何か質問等ありましたら、お願いします。

〔質問、意見なし〕

議 長 　　よろしいですかね。
全体を通して委員の皆様から何かありましたら、お願いしたいと思います。

〔質問、意見なし〕

議 長 　　よろしいですかね。
シナリオにはないわけですが、ここで、ここの席を退かれる委員の方から一言お願いしたいと思います。
窪田代理から、最適化推進委員のほうから回って、これから席を退く方から一言お願いします。

窪田農業委員 　　大変お世話になりました。3期9年間お世話になりまして、今日、この場でこういう場を設けていただくという設定で考えてなかったものですから、今ちょっと頭が真っ白で、何にも申し上げることございませんが、大変お世話になりました。ありがとうございます。（拍手）

議 長 　　農業委員の方、小林さんから退かれる方にマイクを回していただけますか。

小林農業委員 　　私、旧市の小林です。
1期大変お世話いただきまして、ありがとうございます。
以上でございます。（拍手）

中條農業委員 　　岡田の中條です。
2期6年間大変お世話になりまして、ありがとうございます。いろいろ勉強させてもらいました。ありがとうございます。（拍手）

太田農業委員 　　中山の太田でございます。
推進委員と農業委員合わせて3期やらせていただきました。ありがとうございます。（拍手）

平林推進委員 　　笹賀の推進委員をやりました平林ですが、結果として、何も分からずじまいで終わったような感じもありますけれども、ありがとうございます。（拍手）

松下推進委員 　　神林の松下です。

発言するのは、一番最初の総会と今回ということで、推進委員としては何か寂しいところがありますが、そういう機会も推進委員にも与えられるように今後していただくといいと思います。どうもありがとうございました。（拍手）

河野農業委員 島内の河野でございます。
農業委員3期やらさせていただきました。いろいろそれぞれ申し上げてきましたが、本当に私も言い過ぎたところもあったかもしれませんが、許していただきたいと思います。
じゃ、今まで本当にありがとうございました。（拍手）

田中（武）推進委員 今井の田中です。
任期6年ということで、大変お世話になりました。いろいろな方々が関わりながら農業をやっているんだなって、私も農業をやらせてもらっているんだなということを感じました。大変ありがとうございました。（拍手）

中平推進委員 新村の中平です。
推進委員を2期務めさせていただきました。ありがとうございました。（拍手）

橋本農業委員 奈川の橋本です。
9年間3期、皆さんにお世話になりました。本当にありがとうございました。
また、自分が一番感じたことは、1期、2期の頃は、皆さんうんとお付き合いがあったけれども、この3期目になったら、皆さん何かお付き合いが悪いなど。懇親会にも出る人が少ない。研修会にも出る人が少ない。もうちょっと付き合いよくしてもらっていったほうが、農業委員会としてもまた発展するんじゃないかなと思います。
以上です。（拍手）

北野推進委員 島立の推進委員やらさせていただきました北野です。
1期で終りましたけれども、大変勉強になりました。ありがとうございました。（拍手）

長崎推進委員 梓川の長崎です。
1期3年ということでございましたが、大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

齋藤推進委員 梓川の齋藤と言いますけれども、1期だけですけれども、大変お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

三村農業委員 私、JA松本ハイランドの農業者団体推薦ということで選出されました。

出身は今井でございますが、役員上、3期プラス1年、ちょうど10年と3か月ですか、長きにわたってお付き合いをさせていただきまして、いろいろの形の中で、農業者団体という位置づけの中で務まったかなと、そんなふうを考えております。

いずれにしましても、農業関係、難しい時代にも入っている中でございます。協力する形の中で、今後農業委員会が発展できますようご祈念申し上げたいと思います。大変お世話になりました。（拍手）

瀧澤農業委員

公募の瀧澤和子です。

1期でした。ほんのひよんなことで応募することになって、よもや高齢だから来られまいと思ったら、応募者が1人しかいなくて、通ったということで、本当思いがけない3年間の農業委員でした。

ほとんど知らないし、私、農業の問題で一番心配で、周囲から農業委員になって薦められたきっかけは、遺伝子組換えの問題なんかが起きてきて、これから変なものがどんどん出てくるんじゃないかっていう不安がありました。それと、防衛費がどんどん膨らむというのも、まず食料自給率が100%超えなかったらとても不安で、そういう心配があることと、それから私は昭和20年代、戦後の新しい憲法になってからの教育なんですけれども、20年代に小学校の教育を受けていますもんで、研究っていうのは、学問っていうのは、ここから踏み込んじゃいけないということをわきまえるのが学習の究極のところだという教えられ方を私たちはしてきました。原爆を落とされたからだと思うんですけれども、なので、私、遺伝子組換えとかという問題については、人間としてしてはいけないことに踏み込んでいるんじゃないかという不安がとってもありました。

農業関係でも、そういうことっていうのは、農業委員会で何か取り上げるきっかけがあるんじゃないのかなという思いがあったんですけれども、分野がちょっと違ってみたいだったので、ちょっと切ない思いはしましたけれども、でも3年間、違った分野でいろいろ勉強させていただきました。ありがとうございました。（拍手）

林農業委員

芳川の林昌美です。

3年間どうもありがとうございました。いろいろと法律のこととかも勉強できて、自分なりにはすごく有意義な3年間だったなと思っています。こういう場に来なければ知らないことも多々あったと思うんですが、ここに来ていろいろな勉強ができて、本当にあっという間の3年でした。どうもありがとうございました。（拍手）

中澤推進委員

波田の中澤です。

2期6年ということでお世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

奈良澤推進委員

最後で、波田の奈良澤です。

3年前、思い出しますと、とても盆前、12日でしたか、8月の。大変出荷が忙しいときに眠い目をこすりながらここに出席したわけですが、大変な3年間で大変短く感じましたけれども、多少なり勉強は個人的にはできたと思います。役に立ったという面では、ちょっと、ただそばで見ている感じでしたけれども、3年間お世話になりました。ありがとうございました。（拍手）

上條局長補佐

すみません、事務局からもちっと報告をさせていただきます。

この9月に退職する職員がおりますので、それぞれ挨拶をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

加藤主事

すみません、事務局の加藤です。会議の中でお時間いただいてありがとうございます。

私ごとの事情ですが、9月末で退職をさせていただきます。今期の委員さんに関しましては、私も3年前の4月にここに来ましたので、丸3年お世話になりまして、ありがとうございました。

農業に関しても、人間としても大変未熟な身ながら、委員の皆さんには本当にあれをやれ、これをやれなど、あっちに行ってもらいたい、こっちに行ってもらいたいなど、大変なお願いばかりしてきたように思います。嫌な顔一つせずお仕事に向き合ってもらって、皆さんのお人柄に助けられた3年間でした。あと2か月お仕事ありますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

麻生主任

すみません、事務局の麻生です。

同じく9月をもちまして、一身上の都合ですが、退職させていただくことになりました。ちょっと1年と半年という短い期間だったんですが、皆さんに教えていただきながら、ようやくお仕事ができるなと思っております。同じくまだ2か月ありますので、引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

議 長

お疲れさまでした。

以上で本日の案件は終了いたしました。

無事千秋楽を迎えることができました。それぞれの立場で大変なご協力感謝申し上げます。本日の案件終了しました。ありがとうございました。（拍手）

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長

議事録署名人 24番

議事録署名人 25番
